

栄町行財政改革大綱

平成 21 年 3 月

栄 町

はじめに

本町では、昭和61年に「栄町行政改革大綱」を策定して以来、3年毎に時代のすう勢を踏まえ見直しを図りながら、行政改革に取り組んできました。特に、平成16年度のいわゆる「地財ショック」から大変厳しい財政状況に陥り、「町財政がピンチです」といった内容を町広報に掲載したりもしました。その後、財政健全化計画を策定し特別職（非常勤を含む）及び職員の給与など削減する一方で、事業の先送り、休止、負担の増加等々町民の皆さんにもご協力をお願いしてきました。

そうしたことを受け、平成17年度からは「行政改革大綱」を「行財政改革大綱」と名称を改めるとともに行政体質の転換として、品質マネジメントシステムや新たな行政経営システムの確立を検討し、平成18年1月には「行政経営改革宣言」をし、「町民志向」、「成果志向」といった民間企業における経営理念や行動規範を取り入れ、目標を共有し、役割分担と創意工夫によって行動できることを目指して進めているところです。

しかし、当町を取巻く情勢は、少子高齢化の進行、地域格差の拡大、人口の減少、世界的な景気後退などにより、基幹財源である町税収入の減少、さらに不透明な地方交付税のゆくえ、さらに扶助費などの社会保障費の増加がさけられないなど、町の財政状況は依然として厳しい状況にあります。

また、前大綱において未達成の項目なども内容を再度精査するなどし、次期計画につなげていく必要もあります。従って、今回策定した大綱は、既大綱を基本にしつつ見直しを行い新たな計画として作成したところです。

改革の実施にあたりましては、町民の皆様への説明責任を十分に果たしながら、ご理解とご協力を得られるよう努めるとともに、全庁・全職員が一丸となって継続的に取り組んで参りますので、よろしくごお願い申し上げます。

平成21年3月

栄町長 川崎 吉則

目 次

1 策定の趣旨	1
(1) これまでの結果と実績	1
(2) 行政改革の継続の必要性.....	2
2 基本的な考え方	4
(1) 改革の基本理念	4
(2) 改革の体系	4
(3) 改革の具体的方策	5
4 改革の推進方策	8
(1) 取り組みの期間	8
(2) 推進体制と進行管理	9

1 策定の趣旨

(1) これまでの結果及び実績

① 取組

本町では、町民にとって「ベスト」な公共サービスの提供を基本理念に、「町民との協働による新たな公共づくり」「町民の視点に立った質の高い行政運営」「財政再建と健全財政の確立」「柔軟でスリムな組織づくりと人事管理」を4つの改革の柱・重点事項とし、行政改革の推進を図ってきたところです。

② 実績と課題

平成19年度末現在実施済みのそれぞれの重点事項の達成状況は次のとおりです。

1、主要目標の取り組み結果

年 度	平成19年度目標値	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1) 経常収支比率	98%未満	96.8%	98.7%	98.2%
2) 地方債残高	100億円未満	106億6,113万円	105億4,922万	100億2,105万
3) 財政調整基金残高	1億円以上	7,236万円	4,238万円	5,243万円
4) 町税収納率	91.3%以上	90.6%	90.9%	91.9%
5) 職員削減数(累計)	16人	8人	22人	26人

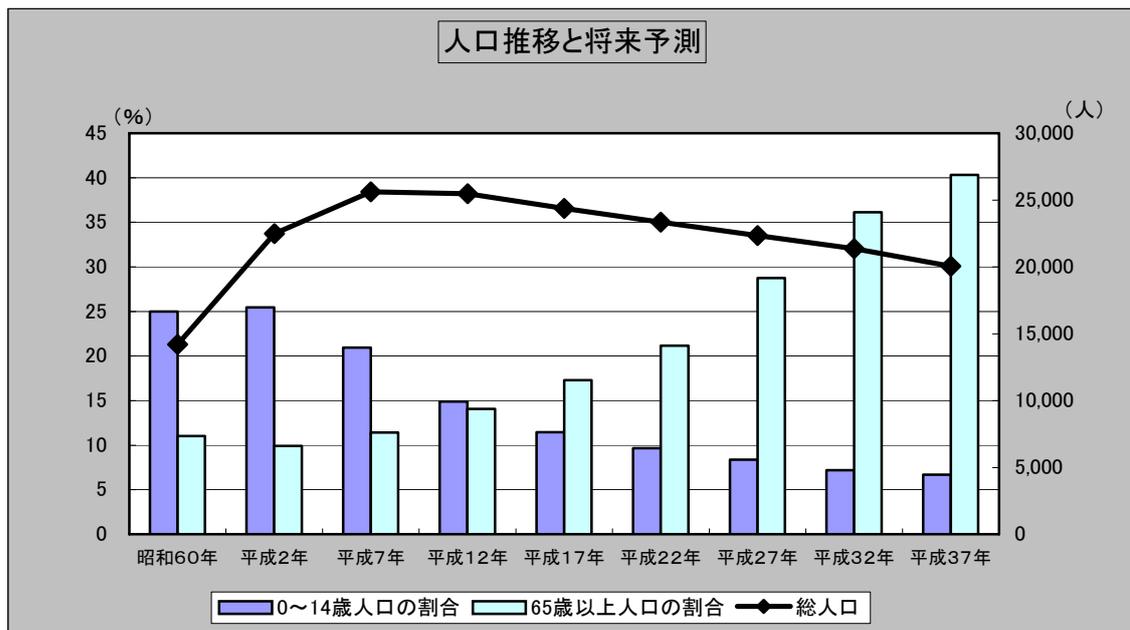
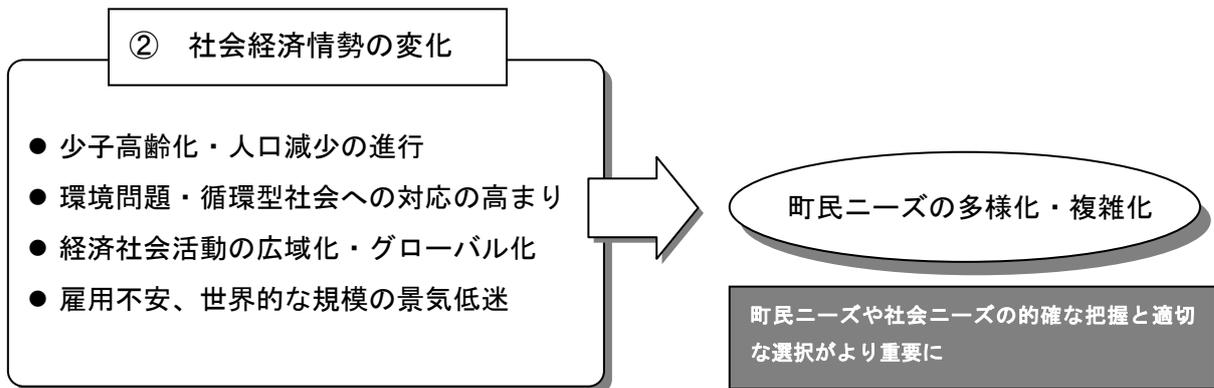
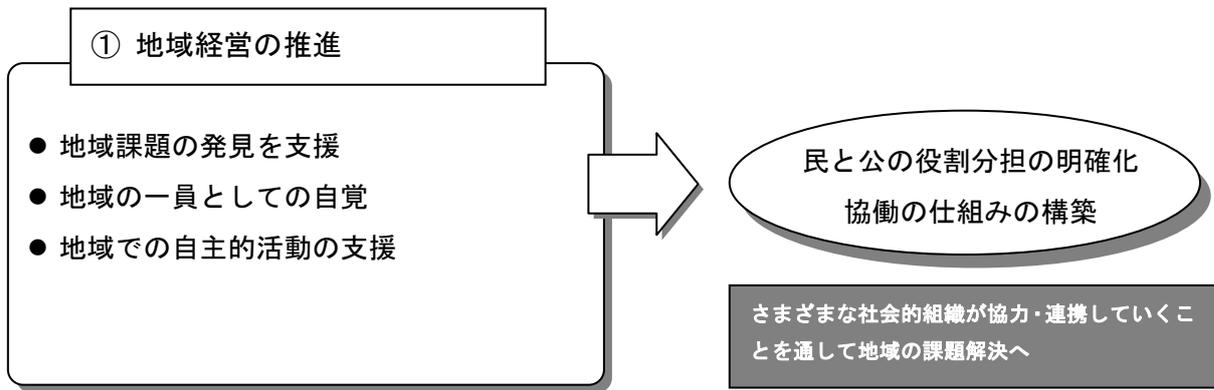
[取り組み結果]

全体的に達成度は、町税収納率・職員削減数以外は厳しい状況でありました。

- 経常収支比率の未達成理由：一般財源の減少、義務的経費である扶助費及び国保・老人・介護保険など特別会計への繰出金の増加による。
- 地方債残高の未達成理由：栄中学校大規模耐震改修工事等の投資的な事業に伴い地方債残高増加による。
- 財政調整基金残高の未達成理由：義務的経費である扶助費の伸びや国保・老人・介護保険特別会計への繰出金などの経常的経費増加による。

1 策定の趣旨

(2) 行財政改革の継続の必要性

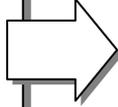


1 策定の趣旨

(2) 行財政改革の継続の必要性

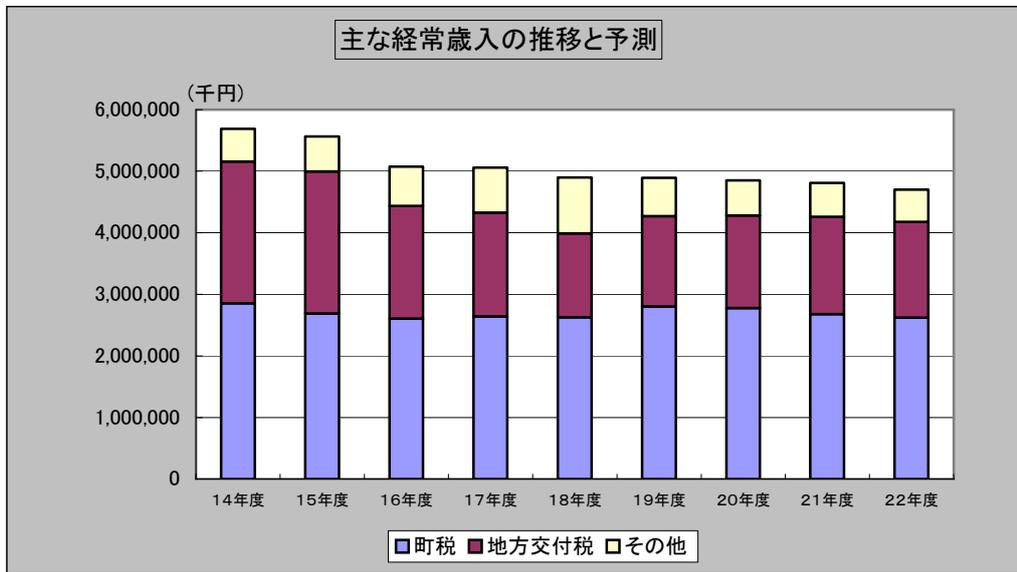
③ 財政状況の悪化

- 伸び悩む歳入
 - ・ 町税収入の減少化
 - ・ 歳入は H14 より 15%以上減少
- 経常収支比率の上昇
 - ・ H18 は 98.7%と過去最悪の水準
- 扶助費の増加



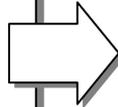
安定した財政基盤の構築

財政健全化計画の策定と確実な実行
 ~「あれも、これも」の行政サービスから
 「あれか、これか」の行政サービスへ~



④ 地方分権の推進

- 国・県に依存せず地域にあった政策展開
- 三位一体改革※の推進
 - ・ 国庫補助負担金の改革
 - ・ 税源移譲を含む税源配分の見直し
 - ・ 地方交付税の改革



自己決定・自己責任
 範囲の拡大

地方が決定すべきことは地方が自ら決定する
 という地方自治の本来の姿へ

※『三位一体改革』 「官から民へ」「国から地方へ」の考えのもと、「骨太の方針・第3弾」のなかで国と地方で行う改革。(1) 補助金削減、(2) 税源移譲、(3) 地方交付税見直しの3つを同時に実施することで国・地方の財政再建と地方分権を進めるのが狙い。

2 基本的な考え方

(1) 改革の基本理念

本町では、町税の減少や三位一体の改革による地方交付税の大幅な減少などにより極めて厳しい財政状況に直面しています。また、本格的な少子高齢化社会のもとで、益々高度化・多様化する住民ニーズに適切に対応するためにも、更に徹底した行財政改革に取り組み、簡素で効率的な行政体制を確立することが求められています。すなわち、町政が税金など町民の負担によって賄われていることを念頭におきながら、行政にある経営資源（ヒト・モノ・金・情報）を最大限活用し最も価値のあるサービス提供に心掛けるとともに、サービスの顧客である町民の皆様の視点に立ち成果を重視した行財政運営を高めていく必要があります。そうしたことから、本期計画の理念についても次のとおりとします。

町民にとって「ベスト」な公共サービスの提供を目指して

なお、改革の基本理念、基本的な方向性と具体的方策の改革の体系はつぎのとおりです。

(2) 改革の体系

(基本理念)

町民にとって「ベスト」な公共サービスの提供を目指して

(基本的な方向性)

- (1) 民と公の役割分担の明確化
協働の仕組みの構築
- (2) 町民ニーズの多様化・複雑化
- (3) 安定した財政基盤の構築
- (4) 自己決定・自己責任範囲の拡大

(具体的方策)

- (1) 地域経営の推進
(町民との協働による新たな公共づくり)
- (2) 行政経営の推進
(町民の視点に立った質の高い行政運営)
- (3) 財政再建と健全財政の推進
- (4) 組織づくりと人事管理

2 基本的な考え方

(3) 改革の具体的方策

1 地域経営(町民との協働による新たな公共づくり)の促進

地域における課題解決の主役は町民であるという視点において、行政と町民、コミュニティ組織、ボランティア団体その他民間団体などが重要なパートナーとして相互に連携して公共サービスを提供していく協働体制の確立など、町民の力が活きる環境(ステージ)を整備していかなければなりません。

ア) 主な数値目標・・・協働事業の立ち上がり件数

- ・ 町民と行政で連携しておこなう指針を基本に行政と町民がまちづくりを協働することにより、町民一人ひとりが満足するまちづくりが進められる。平成22年度目標値として2件を目指します。

① 地域・行政情報の共有化

- 行政情報の発信の充実
- 行政出前講座の充実
- 住民懇談会の推進

② 住民との協働の促進

- みんなで力をあわせてまちづくり事業の拡大
- 町民と行政の協働を進めるための協働指針の策定
- 地域による子どもたちの環境づくり

2 行政経営(町民の視点に立った質の高い行政運営)の推進

町政が税金や使用料、手数料など町民の負担によって賄われていることを再認識し、財源など限られた資源を基に、最も価値観が共有されるサービスの提供について、「できることから」をモットーに、町民の視点に立ったスピード感のある意思決定と確実な実行により、「結果」ではない「成果」を重視した行政経営を進めており、新たな行政サービスの向上など業務改善の取組みを行います。

ア) 主な数値目標・・・成果目標を意識している職員の割合

- ・ 「町民志向」、「成果志向」の行政経営に基づき、それを意識し行政サービスを提供している職員の割合を100%にすることを目指します。

① 行政経営(町民志向・成果志向)

- 行政経営の推進
- 行政評価システムの構築

② 男女共同参画の推進

男女共同参画計画の策定

2 基本的な考え方

(3) 改革の具体的方策

3 財政再建と健全財政の確立(財政健全化計画)

国の構造改革の動向や社会経済情勢が急激に変化する中で、ますます多様化、複雑化する町民ニーズに対応していくためには健全な財政体質の確立と将来の世代に過度な負担を残さない持続可能な財政運営を実現する必要があります。

このため、町税等の収納率の向上に努めるとともに、財産の有効活用及び処分を推進し、財産管理の適正化とあらゆる角度から歳入の増加対策を追求し、町民に対する行政サービスの水準の確保に努め

ます。また、住民サービスについて受益と負担の考え方に基づき適正かつ公平な負担の検討を継続します。

歳出については、職員人件費を含め聖域を設けず抜本的な改革を推進し、歳出の抑制はもとより、町民の皆様との協働体制の確立を推進しつつ、行政サービスとしての最大の効果が得られるよう、代替案の検討も含め、効率的かつ効果的な財政運営に努めます。

ア) 主な数値目標・・・経常収支比率、地方債現在高、財政調整基金残高及び町税徴収率

・ 経常収支比率98%未満への引き下げ

平成 18 年度決算では、98.7%まで達したものが、税源移譲等による一般財源の伸びにより平成 19 年度決算においては、98.2%まで回復しましたが、依然として高い水準にあることから、今後も、財政健全化計画を着実に実践することにより、98%未満に引下げます。

・ 地方債現在高を90億円未満に削減

後年度負担の軽減を図るため、平成19年度末で約100億円強ある地方債現在高を、平成22年度末で90億円未満に削減します。

・ 財政調整基金残高を2億円以上に

行政需要に対応し長期的に安定した財政運営を図るため、財政調整基金を、平成22年度末に2億円以上の残高とします。

・ 町税徴収率を92.0%以上に

歳入の根幹である町税収入の増加を図るため、町税徴収率を平成22年度には92.0%以上とします。

① 安定した財政運営の推進(歳入)

- 歳入増加対策の検討
- 町税等の収納率向上
- 使用料／手数料／利用料等の受益者負担の適正化
行政サービスの原則有料化
- 公共用地等の積極的な処分／活用

※『経常収支比率』 毎年経常的に支出される経費に、経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを見るもので、財政構造の弾力性を判断する指標とされている。

2 基本的な考え方

(3) 改革の具体的方策

- 新たな収入の確保

② 効率的な財政運営の推進（歳出）

- 人件費の見直し
- 物件費の抑制
- 扶助費の適正支出
- 補助金等の適正化
- 公債費の抑制
- 投資的経費の抑制
- 事務事業の抜本的見直し

4 組織づくりと人事管理

・ 町民にとって解りやすい組織を目指して、組織の改編は不断に行ってきたところではありますが、組織運営改革に最終形はないことから、町民ニーズや社会経済の変化に即応した行政サービスを効率的かつ効果的に提供できるよう、より簡素な、そして町民にとって利用しやすく、わかりやすい組織づくりに努めます。

また、職員定数については、一人ひとりの職員の能力を最大限活用することを基本にして、定員適正化計画の確実な進行管理により引き続き適正化を図っていきます。

一方、国においては、公正かつ客観的な評価制度の導入による能力・実績を重視した人事制度の確立などの公務員制度改革が叫ばれている中であって、本町にふさわしい人事管理のあり方、人材育成の充実・強化策について検討し、能力・適性に応じた職員配置と職員の能力開発を進めます。

また、給与制度につきまして、給料表の見直し、特殊勤務手当の見直しなどその適正化に取り組んでまいりましたが、今後とも職務、職責に応じた給与構造へ転換を図っていきます。

ア) 主な数値目標・・・職員の削減数

現行270人(平成20年3月31日現在)の職員数について、退職者不補充を基本とした定員適正化計画に基づき、平成20年度から22年度までの3年間で11人削減します。

① 組織体制の充実

- 組織体制の検討

② 職員定数の適正化

- 定員適正化計画の見直し
- 退職勧奨制度の推進

2 基本的な考え方

(3) 改革の具体的方策

- ③ 給与制度の見直し
 - 報酬・給料・手当等の見直し
- ④ 人事評価制度の改善
 - 勤務評定者・勤務評定項目の見直し
- ⑤ 人材育成の促進
 - OJT(職場研修)を中心とした能力開発の推進

3 改革の推進方策

(1) 取り組みの期間

① 取り組みの期間

この大綱は、平成20年度から平成22年度までの3年間を取組期間として、具体的な数値目標を掲げ推進します。

なお、その後も環境変化に応じて見直しを図りながら、行財政改革の手綱を緩めることなく推進します。

3 改革の推進方策

(2) 推進体制と進行管理

① 推進体制と進行管理

具体的取組事項やスケジュールを定めた実施計画と、財政健全化計画に基づく具体的改革事項の実施計画を併せて策定します。

また、成果を1年毎に測定・評価しその結果に基づいて適切な改善運動を行い、実効性のあるものとしします。

進行管理体制としては、内部管理は、政策会議にて実施し、識者や町民の代表者などからなる「栄町行政改革推進委員会」にて毎年度定期的に実施状況の外部検証を実施し、提言や意見を得るとともに、大綱・実施計画及び実施状況を広報さかえやホームページを通じて公表し、広く町民の意見や提案を改革に反映させます。

推進体制と進行管理

